

— 令和7年度版 —

《 福利のしおり 》

公立学校共済組合山梨支部が実施している各種事業の概要をご案内します。

詳しくは、支部ホームページをご覧ください。支部にお尋ねください。

◇短期給付

令和7年4月1日現在

給 付 事 由	給 付 種 別 ・ 内 容 等	手続き・提出書類																		
公務によらないで病気やケガをしたとき	○ 療養の給付・家族療養の給付 ・ 組合員、被扶養者共に次の区分により給付が行われます。 ◎ 6歳(義務教育就学前)の者 医療費（外来・入院）の 80／100 は共済組合が負担します。(本人負担：2割) ※市町村より交付される「乳幼児医療費助成金受給資格者証」をマイナ保険証等と併せて提示することにより、県内では窓口負担無料。 ◎ 6歳～69歳の者 医療費（外来・入院）の 70／100 は共済組合が負担します。(本人負担：3割) ◎ 70歳（※）～74歳の者 ※70歳に達した日の属する月の翌月 ☆現役並み所得者 70／100 を共済組合が負担します。(本人負担：3割) ☆その他の者 80／100 を共済組合が負担します。(本人負担：2割) 《自己負担割合》 <table><tr><td></td><td>医療保険制度</td><td>現役並み所得者</td><td>その他の者</td></tr><tr><td>75歳以上</td><td>高齢者医療制度</td><td>3割</td><td>1割</td></tr><tr><td>70～74歳</td><td rowspan="3">共済組合</td><td>3割</td><td>2割</td></tr><tr><td>70歳未満</td><td colspan="2">3割</td></tr><tr><td>就学前</td><td colspan="2">2割</td></tr></table>		医療保険制度	現役並み所得者	その他の者	75歳以上	高齢者医療制度	3割	1割	70～74歳	共済組合	3割	2割	70歳未満	3割		就学前	2割		マイナ保険証等を使用していれば、自動的に給付されます。 (手続きの必要は、ありません。)
		医療保険制度	現役並み所得者	その他の者																
	75歳以上	高齢者医療制度	3割	1割																
	70～74歳	共済組合	3割	2割																
	70歳未満		3割																	
	就学前		2割																	
	○ 入院時食事療養費・家族入院時食事療養費 ・ 入院時の療養の給付と併せて食事療養を受けたとき、食事療養の費用から標準負担額（自己負担額1食につき490円）を控除した額が支給されます。 ※一部負担金払戻金、家族療養費附加金の対象外です。																			
	○入院時生活療養費 ・ 長期療養入院する65歳以上の者が生活療養を受けた場合、基準額から生活療養標準負担額を控除した額が支給されます。																			
	○保険外併用療養費 ・ 保険医療機関等から先進医療等を受けた場合、保険診療に係る費用の100分の70が支給されます。(保険診療外の部分については全額、組合員の負担となります。)																			
	○ 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費 ・ 指定訪問看護を受けたとき、療養費の70／100は共済組合が負担します。																			

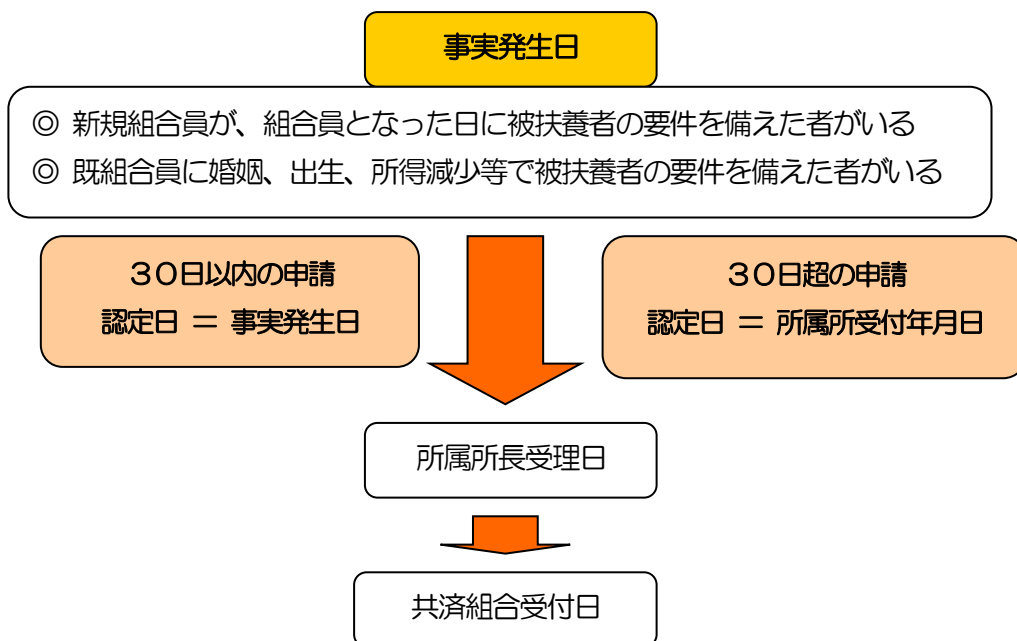
給付事由	給付種別・内容等	手続き・提出書類																																								
公務によらないで 病気やケガをした とき	○ 高額療養費 ・ 同一の月に同一の医療機関で診療を受け、その自己負担額が一定の限度額（Ａ）を超えた場合高額療養となり、自己負担額から自己負担限度額（Ｂ）を控除した額が支給されます。 <table><tr><th>所得区分 （標準報酬月額）</th><th>限度額 （Ａ）</th><th>自己負担限度額（Ｂ）</th></tr><tr><td>830,000 円以上</td><td>252,600 円</td><td>252,600 円＋（総医療費－842,000）× 1%</td></tr><tr><td>530,000 円以上 830,000 円未満</td><td>167,400 円</td><td>167,400 円＋（総医療費－558,000）× 1%</td></tr><tr><td>280,000 円以上 530,000 円未満</td><td>80,100 円</td><td>80,100 円＋（総医療費－267,000）× 1%</td></tr><tr><td>280,000 円未満</td><td>57,600 円</td><td>57,600 円</td></tr><tr><td>住民税非課税</td><td>35,400 円</td><td>35,400 円</td></tr></table> ・ 多数回該当 高額療養費に該当する診療が12ヶ月間に4回以上あった場合は、多数回該当となり、4回目から自己負担限度額は次のとおりとなります。 <table><tr><th>所得区分 （標準報酬月額）</th><th>多数回該当※ 自己負担限度額</th></tr><tr><td>830,000 円以上</td><td>140,100 円</td></tr><tr><td>530,000 円以上 830,000 円未満</td><td>93,000 円</td></tr><tr><td>280,000 円以上 530,000 円未満</td><td>44,400 円</td></tr><tr><td>280,000 円未満</td><td>44,400 円</td></tr><tr><td>住民税非課税</td><td>24,600 円</td></tr></table> ・ 70 歳未満の住民税非課税でない組合員の 70 歳以上の被扶養者に対する高額療養費は次のとおりです。 <table><tr><th>外来</th><th>外来＋入院</th></tr><tr><td>18,000 円 [年間上限 144,000 円]</td><td>57,600 円 [多数回該当 44,400 円]</td></tr></table> ・ 世帯合算 組合員と被扶養者が同一の月にそれぞれ同一の医療機関に支払った、自己負担額が21,000円以上の診療が2件以上ある場合は、合算した額から上表の自己負担限度額（Ｂ）を控除した額が高額療養費として支給されます。 ※高齢受給者の自己負担額は全て合算対象となります。 ◎限度額適用認定証 ※マイナ保険証で受診する場合は「限度額適用認定証」は不要です。 医療機関で高額療養費に該当する診療を受けた場合、通常は組合員がいったん自己負担限度額＋高額療養費を窓口で支払い、後日高額療養費の支給を共済から受けることになります。 「限度額適用認定証」を医療機関に提示した場合には、組合員の窓口での支払いが高額療養費を除いた自己負担限度額のみとなり、窓口負担の軽減になります。 なお、限度額適用認定証の交付を受けた・受けないに関わらず組合員の最終的な自己負担額は変わりません。 ○ 一部負担金払戻金・家族療養費附加金等 自己負担額から所得に応じた金額を控除した額が支給されます。 （100円未満の端数は切り捨て） <table><tr><th>所得区分（標準報酬月額）</th><th>基礎控除額</th></tr><tr><td>530,000 円未満</td><td>25,000 円</td></tr><tr><td>530,000 円以上</td><td>50,000 円</td></tr></table>	所得区分 （標準報酬月額）	限度額 （Ａ）	自己負担限度額（Ｂ）	830,000 円以上	252,600 円	252,600 円＋（総医療費－842,000）× 1%	530,000 円以上 830,000 円未満	167,400 円	167,400 円＋（総医療費－558,000）× 1%	280,000 円以上 530,000 円未満	80,100 円	80,100 円＋（総医療費－267,000）× 1%	280,000 円未満	57,600 円	57,600 円	住民税非課税	35,400 円	35,400 円	所得区分 （標準報酬月額）	多数回該当※ 自己負担限度額	830,000 円以上	140,100 円	530,000 円以上 830,000 円未満	93,000 円	280,000 円以上 530,000 円未満	44,400 円	280,000 円未満	44,400 円	住民税非課税	24,600 円	外来	外来＋入院	18,000 円 [年間上限 144,000 円]	57,600 円 [多数回該当 44,400 円]	所得区分（標準報酬月額）	基礎控除額	530,000 円未満	25,000 円	530,000 円以上	50,000 円	マイナ保険証等を使用していれば、自動的に給付されます。 （手続きの必要は、ありません。） 「限度額適用認定申請書」を提出してください。 マイナ保険証等を使用していれば、自動的に給付されます。
	所得区分 （標準報酬月額）	限度額 （Ａ）	自己負担限度額（Ｂ）																																							
	830,000 円以上	252,600 円	252,600 円＋（総医療費－842,000）× 1%																																							
	530,000 円以上 830,000 円未満	167,400 円	167,400 円＋（総医療費－558,000）× 1%																																							
	280,000 円以上 530,000 円未満	80,100 円	80,100 円＋（総医療費－267,000）× 1%																																							
	280,000 円未満	57,600 円	57,600 円																																							
	住民税非課税	35,400 円	35,400 円																																							
	所得区分 （標準報酬月額）	多数回該当※ 自己負担限度額																																								
	830,000 円以上	140,100 円																																								
	530,000 円以上 830,000 円未満	93,000 円																																								
280,000 円以上 530,000 円未満	44,400 円																																									
280,000 円未満	44,400 円																																									
住民税非課税	24,600 円																																									
外来	外来＋入院																																									
18,000 円 [年間上限 144,000 円]	57,600 円 [多数回該当 44,400 円]																																									
所得区分（標準報酬月額）	基礎控除額																																									
530,000 円未満	25,000 円																																									
530,000 円以上	50,000 円																																									

給付事由	給付種別・内容等	手続き・提出書類
治療用装具を作成したとき等	○療養費・家族療養費 ①止むを得ない事情により資格を確認できない状況で医療機関を受診したとき ②共済組合が療養の給付を行うことが困難なもののうち、医師が治療上必要と認めた次のようなもの ●コルセット等の治療用装具 ●はり、きゅう、あん摩、マッサージなどの準医療行為 ※①②とも共済組合が必要と認めた場合に給付されます。規定に基づき共済組合で算定し、かつ実費の範囲内の額のうち7割（8割）が支給されます。	・「療養費・家族療養費請求書」 その他の添付書類 ① ・診療報酬明細書（原本） ・領収書（原本） ② ●治療用装具の請求 ・装具の装着を必要とする医師の証明書（原本） ・装具の領収書（原本） ●はり、灸等施術の請求 ・医師の同意書（原本） ・施術者の診療報酬領収済明細書（原本）
組員・被扶養者が出産したとき	○出産費・家族出産費 ・500,000円（産科医療補償制度対象外分娩のとき488,000円） ○出産費附加金・家族出産費附加金 ・50,000円 ※双生児以上の場合は、その人数分支給されます。 次の3通りの請求方法があります。 (1) 直接支払制度……医療機関と組員との合意に基づき、医療機関が支払期間を通じて共済組合に出産費・家族出産費の請求を行います。（上限50万円） 出産費用が50万円を超えた場合、組員は超えた金額を医療機関に支払うこととなります。また、50万円未満の場合は、差額を組員に支給します。 ※いずれの場合も附加給付は請求により組員に支給します。 (2) 受取代理制度……組員からの事前申請により、医療機関に直接、出産費等の支払いを行います。（上限55万円） 出産費用が55万円を超えた場合、組員は超えた金額を医療機関に支払うこととなります。また、55万円未満の場合、差額を組員に支給します。 (3) 現金給付……出産に要した費用を、医療機関の窓口でいったん全額支払った後で共済組合に出産費等の請求をします。	・「出産費・家族出産費請求書」（すべての場合に必要だが、(3)の場合のみ、医師又は助産師の証明、所属所長の証明が必要。添付書類は次のとおり。） (1) ・内払金等支払依頼書 ・合意文書の写し ・分娩費用明細書（原本） (2) ・出産費等申請書（受取代理用） (3) ・合意文書の写し ・分娩費用明細書（原本） ・領収書（原本）
組員・被扶養者が死亡したとき	○埋葬料・家族埋葬料 ・50,000円 ○埋葬料・家族埋葬料附加金 ・25,000円 ○弔慰金・家族弔慰金 ・非常災害により死亡したとき 支給額 弔慰金 標準報酬月額1月分 家族弔慰金 標準報酬月額1月分×70/100	埋葬料・家族埋葬料の請求 ・「埋葬料・家族埋葬料請求書」 ・埋葬又は火葬許可証の写し他 弔慰金・家族弔慰金請求 ・「弔慰金・家族弔慰金請求書」 ・添付書類等は支部に確認してください。

給付事由	給付種別・内容等	手続き・提出書類
組合員が病気やけがのため勤務に服することができず、給料が減額されたとき	○ 傷病手当金・同附加金 ・給料が減額され、初めて傷病手当金が支給された日から1年6ヶ月（結核性疾患は3年間）支給されます。 ・傷病手当金の支給期間を経過しても、なお引き続き勤務に服することができないときは、さらに6ヶ月を限度として同附加金を支給します。 ・支給額 1日につき標準報酬日額×2/3 ※ 標準報酬日額＝標準報酬月額÷22 ・過去に同一の傷病で傷病手当金を受けている場合は、支給済みの期間が支給期間から除かれます。	・「傷病手当金請求書」 ・発令通知書の写し等 ・傷病手当金台帳 ・報酬支給額証明書 ・給与支給明細の写し その他制度概要・必要書類については、担当にお問い合わせください。
組合員が欠勤のため給料が支給されなくなったとき	○ 休業手当金 ・組合員の一定の事由による欠勤に対して給料の全部が支給されない場合。 支給要件 被扶養者の傷病、配偶者の出産、不慮の災害、組合員の婚姻、配偶者の死亡、被扶養者の婚姻若しくは葬祭、組合員の配偶者又は一親等の親族で被扶養者でないものの傷病、通信教育の面接授業 支給額 1日につき標準報酬日額×50/100	・「休業手当金請求書」 制度概要・添付書類等については支部に確認してください。
組合員が介護のため休業したとき	○ 介護休業手当金 ・組合員が2週間以上の介護休業を取得し、給与が減額された場合支給されます。 ・給付期間は支給開始日より66日間（土日祝日および時間単位の介護休暇を取得した日は除く）。 ・1日につき標準報酬日額の40/100 ※特例で、現在は67/100（上限あり） ・要介護者の範囲について 一部要介護者は組合員との同居が手当金の支給要件となります。 同居要件なし（別居可）：配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹 同居要件あり：父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子	・「介護休業手当金請求書」 ・介護教員調書の写し ・介護休暇願簿の写し他 その他添付書類は支部に確認してください。
組合員が育児休業に入ったとき	○ 育児休業手当金 ・育児休業をした場合に勤務に服さなかった期間で、当該育児休業に係る子が1歳（パパママ育休プラスに該当する時は1歳2ヶ月、総務省の定める一定の条件に該当する場合は2歳）に達する日まで支給されます。 ・1日につき標準報酬日額の50/100（上限あり） ・育児休業開始日から180日間に限り1日につき標準報酬日額の67/100（上限あり）	・「育児休業手当金請求書」 制度概要・添付書類等は支部に確認してください。
組合員が災害にあったとき	○ 災害見舞金 ・火災、風水害、地震等の非常災害により、住居又は家財に損害を受けたとき、損害の程度により標準報酬月額×（1～3か月） ※床上浸水 標準報酬月額×（0.5～1か月）	・「災害見舞金請求書」 添付書類等は支部に確認してください。
短期給付については、 福利給付担当（TEL055-223-1746） にお尋ねください。		

◇被扶養者の認定について

◎被扶養者の認定日については、以下のとおりです。



◎被扶養者の範囲

次の①～③に該当し、「主として組合員の収入によって生計を維持している者」かつ、「日本国内に住所を有している者」であること。

- ① 組合員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、養子、実父母、養父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※ 別居の場合は、組合員の送金額が認定を受けようとする者の全収入額（組合員等からの送金を含む。）の1/3以上を占めていることが必要です。（配偶者・子・養子を除く）

- ② 組合員と同一世帯に属する①以外の三親等内の親族（伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、配偶者の子等）
③ 組合員の配偶者で、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母、子を含む。）で、組合員と同一世帯に属する者

※「同一世帯」とは、組合員と生計を共にし、同居している場合をいいます。

◎生計維持関係

次の場合は、「主として組合員の収入によって生計を維持している者」には該当しませんので、ご注意ください。

- ① 認定を受けようとする者について、組合員以外の者が扶養手当又はそれに相当する手当を地方公共団体、国、その他から受けている場合
② 組合員が他の者と共同して同一人を扶養している場合で、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない場合（ただし、 $\frac{[組合員の年間収入]}{[配偶者の年間収入]} = 0.9$ 以上は認定可）
③ 年額130万円以上の恒常的な所得がある場合。（収入には個人年金、財形年金等も含まれる）（※1）
④ パート・アルバイト等の収入が3ヶ月連続で月額108,334円以上になった場合（※1）
⑤ 雇用保険の失業給付を受給中の場合で、その日額が3,612円以上の場合（受給期間にかかわらず）（傷病手当金、出産手当金を受給の場合も同様の取扱い）（※1）

（※1）障害を支給事由とする公的年金等の要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者については、130万→180万円、108,334円→150,000円、3,612円→5,000円と読み替えること。

◎国内居住要件

日本国内に住所を有していること。ただし、日本国内に住所を有していても、就労を目的として海外に渡航する場合は、被扶養者として認定することはできません。

日本国内に住所を有していない場合であっても、以下の者は国内居住要件を満たすものとして取り扱います。

- ① 一時的に外国に留学する学生
- ② 一時的に外国に赴任する組合員に同行する家族
- ③ 観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの

◇マイナ保険証等使用上の留意点

以下に該当する場合、マイナ保険証等を使用する前に共済組合への連絡や書類の提出が必要となります。

公務災害・通勤災害 …組合員が勤務中や通勤途中に負ったケガや病気を指します。

【病院で受診する場合】

マイナ保険証等の使用は公務外での傷病が対象となるため、公務中の負傷による受診の際は使用できません。

地方公務員災害補償基金の判断の結果、公務災害・通勤災害と認定された場合は、地方公務員災害補償基金より治療費の補償が行われます。

公務災害・通勤災害として認定されなかった場合は、公立学校共済組合へ治療費の請求を行うことが可能です。

マイナ保険証等を使用して病院で受診し、後日公務災害・通勤災害の認定を受けた場合は、共済組合が給付した医療費を返還していただくことになります。

【公務中・通勤中にケガをしたら・・・】

- ・ 速やかに所属所長へ連絡してください。
- ・ 所属所を通じて、公務災害・通勤災害の認定申請手続きを行ってください。
- ・ 公務中のケガであることが明らかでなく、公務災害・通勤災害認定されるまでの間、一時的にマイナ保険証等を使用する場合は、必ず共済組合へ連絡してください。

第三者加害行為 …相手のいる交通事故等、他人からの加害行為によりケガを負ったことを指します。

【病院で受診する場合】

交通事故によってケガをした場合、その治療に要する費用は加害者（相手方）によって負担されるべきものです。マイナ保険証等を使用する場合は、共済組合への連絡と「事故報告書」等の提出が必要です。マイナ保険証等を使用した場合、治療費の3割を組合員が負担し7割を共済組合が給付することになりますが、共済組合が負担した治療費等は、後日共済組合から加害者へ求償します。

【交通事故にあったら・・・】

- ・ どんなに小さな事故でも、警察に連絡し事故の確認をしてください。
- ・ 相手の氏名、連絡先、車両情報（保険会社等）を確認してください。
- ・ どんなに軽いケガでも医師の診療を受けてください。受診の際は、交通事故によるケガである旨を伝えてください。
- ・ 所属所および共済組合へ速やかに連絡してください。
- ・ 相手の主張に安易に同意しないよう注意してください。
- ・ 治療が終了しない間は、示談を急がないようにしてください。

【提出書類】

- ・ 事故報告書
- ・ 損害賠償申告書
- ・ 事故発生状況報告書
- ・ 同意書
- ・ 誓約書
- ・ 治療費求償について
- ・ 交通事故証明書（写）

☆被扶養者の認定については、**福利給付担当（℡055-223-1746）**にお尋ねください。

◇貸付事業

貸付の種類	内 容	限度額	利率 (年利) ※ 1	保険料 充当金 率(年) ※ 2	償還回数
一 般 貸 付	組合員が臨時に資金を必要とする場合	200 万円	1.26%	0.06%	120 回以内
特 別 貸 付	フルタイム再任用職員や任期付教職員、臨時的任用教職員の組合員が、臨時に資金を必要とする場合	最高 200 万円 給料月額×3／10×残任期月数	1.26%	0.06%	残任期月数以内
住 宅 貸 付	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修をするため資金を必要とする場合	最高 1, 800 万円	1.26%	0.06%	360 回以内 次のア・イのうちいずれか高い額 ア 給料月額に組合員期間に応じた月数を乗じて得た額 イ 仮定退職手当額
住宅災害貸付	組合員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により 5 分の 1 以上又はこれと同程度の損害を受け、住宅の新築等をするため資金を必要とする場合	最高 1, 900 万円	0.93%	0.06%	360 回以内 住宅貸付の貸付限度額の 2 倍に相当する額
教 育 貸 付	組合員又はその被扶養者若しくは子、孫若しくは兄弟姉妹で被扶養者でない者が学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学及び高等専門学校その他の教育機関で貸付規則で定めるものに入学し、又はそれらの教育機関で修学するため組合員が資金を必要とする場合	550 万円	1.26%	0.06%	250 回以内
災 害 貸 付	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200 万円	0.93%	0.06%	120 回以内
医 療 貸 付	組合員又はその被扶養者若しくは配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）で被扶養者でない者が療養（高額医療貸付けの対象となる療養を除く。）を受けるため組合員が資金を必要とする場合	120 万円	1.26%	0.06%	110 回以内
結 婚 貸 付	組合員又はその子が結婚をするため組合員が資金を必要とする場合	200 万円	1.26%	0.06%	120 回以内
在宅介護対応 住 宅 貸 付	要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等に資金を必要とする場合	300 万円	1.00%	0.06%	360 回以内
高額医療貸付	組合員又は被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合	高額療養費相当額	無利息	—	1 回（高額療養費支給時に貸付金相当額を控除する）
出 産 貸 付	出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産（出産費等の直接支払制度の適用を受ける出産を除く。）に係る支払のため組合員が資金を必要とする場合	出産費又は 家族出産費相当額	無利息	—	1 回（出産費等支給時に貸付金相当額を控除する）
葬 祭 貸 付	組合員がその被扶養者又は配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）で被扶養者でない者の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200 万円	1.26%	0.06%	120 回以内

※1 利率は、基準利率（退職等年金経理からの借入利率）に応じて変動します。

※2 公立学校共済組合では、借受人の破産や民事再生等の貸付保険事故の増加に伴う貸付金保険料の急増という状況を受けて、受益者負担の観点から貸付金保険料の一部借受人負担を導入しております。これは民間金融機関における「保証料」に相当します。

【 貸付の条件 】

○組合員期間 6 か月未満の方は貸付の申し込みができません。

○各種貸付は、それぞれ 1 口です。

○住宅貸付、住宅災害貸付、在宅介護対応住宅貸付、教育貸付を借り受けた場合、団体信用生命保険制度「だんしん」（任意）の適用が受けられます。なお、保険料は組合員負担です。

○貸付金の額は、10 万円単位です。ただし、高額医療貸付、出産貸付にあつては、千円単位です。

○ボーナス償還の額は貸付金総額の 50%以下、かつ 50 万円単位です。

○一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付の未償還元金の合計額が 700 万円を超えるときは、当該貸付を行うことができません。

◎申込手続き

- 1 受付方法 毎日受付け 持参・郵送可
- 2 締切日 毎月末日（末日が土、日、祝日の場合は、その前日）
- 3 貸付日 毎月 20 日（20 日が土、日、祝日の場合は、その前日）
- 4 借り替え 既に貸付を借り受けている方で新たに同種の貸付を受ける場合、前の貸付の残高を返還せずに新たな貸付を申し込むことができます。その場合、送金額から既借受の残高を差し引いて送金します。ただし、一般貸付については、既に借り受けている貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して 2 年を経過するまでの間は貸付を行えません。
- 5 提出書類
 - ・貸付申込書
 - ・借用証書
 - ・貸付事業における個人情報に関する同意書 ※
 - ・借入状況等申告書
 - ・添付書類（種別により異なる。次表を参考にしてください。）

福利厚生システムで申請登録後、
ダウンロードし、保存・印刷してください。

【添付書類】《住宅貸付》

区 分	申 込 事 由	必 要 書 類
土地付住宅 （マンション等 中高層共同住宅 を含む。）	新 規 購 入 （建築中のものを含む）	① 売買契約書の写し
		② 敷地の登記簿謄本
		③ 建築確認済証の写し
		④ 住宅の平面図
		⑤ 住宅貸付対象物件の工事又は購入の予定表 ※
		⑥ 履歴書 ※
	中 古 購 入	① 売買契約書の写し
		② 敷地の登記簿謄本
		③ 住宅の登記簿謄本
		④ 住宅の平面図
		⑤ 住宅貸付対象物件の工事又は購入の予定表 ※
		⑥ 履歴書 ※
住 宅	新 築	① 工事請負契約書の写し
		② 敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書 ※
		③ 建築確認済証の写し
		④ 住宅の平面図
		⑤ 住宅貸付対象物件の工事又は購入の予定表 ※
		⑥ 履歴書 ※
	増 築 ・ 改 築 ・ 移 築	① 工事請負契約書の写し
		② 敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書 ※
		③ 住宅の登記簿謄本
		④ 建築確認済証の写し
		⑤ 住宅の平面図
		⑥ 住宅貸付対象物件の工事又は購入の予定表 ※
		⑦ 履歴書 ※
	購 入	① 売買契約書の写し
		② 敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書 ※
		③ 住宅の登記簿謄本（新築中のもので未登記の場合は建築確認済証の写し）
		④ 住宅の平面図 ※
		⑤ 住宅貸付対象物件の工事又は購入の予定表 ※
		⑥ 履歴書
	修 理	① 工事請負契約書の写し
		② 敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書 ※
		③ 住宅の登記簿謄本（新築中のもので未登記の場合は建築確認済証の写し）
		④ 修理箇所の図面又は写真
		⑤ 住宅貸付対象物件の工事又は購入の予定表 ※
		⑥ 履歴書※
	借 入 れ	① 賃貸借契約書の写し
		② 住宅の平面図
		③ 住宅貸付対象物件の工事又は購入の予定表 ※
		④ 履歴書 ※

【添付書類】《住宅貸付》

区 分	申 込 事 由	必 要 書 類
敷 地	購 入	① 売買契約書の写し
		② 敷地の登記簿謄本
		③ 住宅建築確約書
		④ 住宅貸付対象物件の工事又は購入の予定表 ※
		⑤ 履歴書 ※
	借 入	① 賃貸借契約書の写し
		② 住宅建築確約書
		③ 住宅貸付対象物件の工事又は購入の予定表 ※
		④ 履歴書 ※
	補 修	① 工事請負契約書の写し
		② 補修箇所の図面又は写し真
		③ 市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書
		④ 敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書 ※
		⑤ 住宅貸付対象物件の工事又は購入の予定表 ※
		⑥ 履歴書 ※

- ・敷地購入は宅地が原則ですが、農地の場合は転用許可証があれば、申込可能です。
- ・住宅災害貸付及び貸付規程第 7 条第 4 項（住宅貸付の特例）による住宅貸付の申込人は、上記に掲げる書類のほか、市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書が必要です。

注1) ※の用紙は、福利厚生システムの「添付書類のダウンロード」から印刷してください。

注2) 上記の書類のほか実情に応じて支部長が必要と認めた書類の提出を求める場合があります。

注3) 登記終了後は必ず完了報告書を提出してください。

【添付書類】《住宅以外の貸付》

貸 付 種 別	添 付 書 類
一 般	○貸付金額が100万円未満の場合 なし ○貸付金額が100万円以上の場合 必要額が確認できる次のいずれかの書類 ①契約書の写し ②請書の写し ③請求書の写し ④領収書の写し ⑤見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（見積書のみは不可）
教 育	① 入学又は修学の事実を証明することのできる書類（合格証明書、入学証明書、在学証明書等） ② 必要額が確認できる書類（見積書の写し、振込書の写し、学校の入学案内書の写し等） ③ 対象者が被扶養者でない場合は、対象者の戸籍抄本又は戸籍謄本
災 害	被災の事実を証明することのできる書類（市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書）
医 療	医療費を要する事実を証明することのできる書類（医師の診断書）
結 婚	(1) 次のいずれかの書類 ① 結婚する事実を証明することのできる書類（結婚式場の挙式申込受理書の写し、仲人の証明書等） ② 婚姻後の申込みの場合は、その事実を証明することのできる書類（戸籍抄本等） ③ 内縁関係の場合は、その事実を証明することのできる書類 （住民票及び民生委員の証明書又は所属所長の証明書等） (2) 必要額が確認できる次のいずれかの書類。 ただし、(1) ①の書類で必要額が確認できる場合は省略することができる。 ①契約書の写し ②請書の写し ③請求書の写し ④領収書の写し ⑤見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（見積書のみは不可）
葬 祭	(1) 葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類 (2) 葬儀又は法事等を事由に貸付を申し込む場合にあっては、葬儀又は法事等を行うことを明らかにする書類 墓地の取得等を事由に貸付を申し込む場合にあっては、購入日を確認できる書類 (3) 必要額が確認できる次のいずれかの書類。 ただし、(2)の書類で必要額が確認できる場合は、省略することができる。 ① 契約書の写し ②請書の写し ③請求書の写し ④領収書の写し

注1) 上記の書類のほか実情に応じて支部長が必要と認めた書類の提出を求める場合があります。

注2) 必要額が確認できる書類の宛名は、本人名及び被扶養者名のみ対象となります。

注3) 生活資金（家賃等）は経常的に発生する支出のため、対象外です。（教育貸付に限り、家賃・教材費等が対象となります。）また、公立
共済以外のローンからの借り換えも対象外です。

注4) 貸付は支払前のものが原則です。ただし、貸付日から遡って1ヶ月以内の支払であれば事実を証明する書類の添付により対象となります。

注5) 教育貸付の申込額は、貸付日から1年以内に必要となる額となります。2年目以降の授業料等の申込は、1年ごとの借り換えが必要となります。

注6) 高額医療・出産・特別貸付については、支部担当者へお問い合わせください。

◎償還方法

貸付金を借り受けた後の償還方法は、次の5種類となります。

償還方法	内 容
毎 月 償 還	毎月元利均等額で償還する方法
ボ ー ナ ス 併 用 償 還	高額医療貸付以外の貸付に限り、「毎月償還」に併用して6月、12月の期末勤勉手当の支給月ごとに元利均等額で償還する方法
一部繰上償還	未償還元金の一部を繰り上げて償還する方法
全額繰上償還	未償還元金を全額繰り上げて償還する方法
即 時 償 還	借受人が次の事由に該当したときは、未償還元利金の金額を即時に償還しなければならないことになっています。 ① 組合員の資格を喪失したとき ② 退職手当の支給を受けることができるとき ③ 申し込みの内容に偽りのあることが認められたとき ④ 住宅貸付の不動産の工事等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき。 ⑤ その他公立学校共済組合貸付規程に違反したとき ※ 退職の場合は、原則として退職手当から源泉控除することになります。ただし、退職手当から控除できない場合には、共済組合指定の口座へ振込んでいただきます。

◎団信制度（団体信用生命保険制度「だんしん」＋「債務返済支援保険」）について

◆「だんしん」とは、公立学校共済組合から住宅貸付等を借り受けている組合員が、貸付金償還期間中に万一死亡又は高度障害になった場合に、残存債務額に相当する額を保険金により支払う制度です。

加入できる者	公立学校共済組合の住宅貸付、住宅災害貸付、在宅介護対応住宅貸付又は教育貸付（いずれの場合も貸付金額が50万円未満の場合は除かれます。）の借受人で、健康状態が良好の者
保 険 料	・保険料は、組合員の負担となります。 ・保険料は、毎年1回加入者の指定する金融機関の口座から12か月分を一括で自動的に引き落とします。 ≪保険料の計算≫ 未返済債務残高10万円につき月額20円です。 （計算例） 債務残高500万円の場合 $500 \text{ 万円} \div 10 \text{ 万円} \times 20 \text{ 円} = 1,000 \text{ 円（月額）} \Rightarrow \text{年額：12,000 円}$

借受人が万一死亡又は高度障害になった場合

「だんしん」に加入していると……	・貸付金の未返済債務額に相当する保険金が共済組合に支払われます。 ・このため、組合員の未返済債務は自動的に消滅します。 ・家族は、退職手当の全額を受け取ることができます。
「だんしん」に加入していないと……	・貸付金の未返済分は、家族に返済義務が生じます。 ・家族は退職手当で未返済分を返済します。 ・退職手当が未返済分より少ない場合は、更に他の資金で返済することになります。 ・家族の生活資金として使われるべき退職手当が使えないことになります。

◆「債務返済支援保険」とは、「だんしん」の適用を受けている組合員が、傷病または疾病により就業障害状態となったとき、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金により支払う制度です。

≪保険料の計算≫

毎月の返済額とボーナスの返済額の年内合計額を12で除した返済金相当額（平均返済月額）1万円あたり107円です。

（計算例）返済金相当額30,000円の場合

$30,000 \text{ 円} \div 10,000 \text{ 円} \times 107 \text{ 円} = 321 \text{ 円（月額）} \Rightarrow \text{年額3,852 円}$

※保険料の見直しにより、加入応当月から変更する場合があります。

☆貸付事業については、**福利給付担当（TEL055-223-1745）**にお尋ねください。

◇長期給付事業

年金給付の種類	年金給付の名称 及び 受給要件等
厚生年金給付 (厚年法)	○老齢厚生年金 次の要件をすべて満たしているときに受給できます。 ①厚生年金被保険者期間が1年以上あること。 ②受給資格期間（国民年金の保険料納付済期間、免除期間及び合算対象期間）が10年以上であること。 ③65歳に達していること。
	○障害厚生年金 次の要件をすべて満たしているときに受給できます。 ①厚生年金被保険者期間に初診日があること。 ②障害認定日、または障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級1級から3級に該当する障害の状態にあること。 ③国民年金の保険料納付要件を満たしていること。
	○障害手当金 障害等級に該当しない軽度の障害があり、次の要件をすべて満たしているときに一時金として受給できます。 ①厚生年金被保険者期間に初診日がある傷病が、5年以内に治って（または症状が固定して）いること。 ②国民年金の保険料納付要件を満たしていること。 ③公的年金各法に基づく年金給付の受給権を有していないこと。 ④障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。
	○遺族厚生年金 厚生年金被保険者または被保険者であった方が、次のいずれかに該当するときに、その遺族が受給できます。 ①厚生年金被保険者期間に死亡したとき。 ②厚生年金被保険者期間に初診日がある傷病により、初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。 ③障害の等級が1級または2級に該当する障害厚生（共済）年金等の受給権者が死亡したとき。 ④受給資格期間が25年以上ある、老齢厚生年金受給権者が死亡したとき。
年金払い退職給付（地共法）	○退職年金（終身退職年金・有期退職年金） 平成27年10月以降1年以上の引き続く組合員期間があり、かつ退職している65歳以上の方が受給できます。
	○公務障害年金 平成27年10月以降の組合員期間に初診日があり、公務による傷病（通勤災害を除く）により障害の状態になった方が受給できます。
	○公務遺族年金 平成27年10月以降の組合員期間があり、公務による傷病（通勤災害を除く）により死亡したとき、組合員の遺族が受給できます。
☆長期給付については、 福利給付担当（TEL055-223-1746） にお尋ねください。	

◇保健厚生事業

【健康管理事業】

事業名	内 容	備 考
特定健診等	平成 20 年 4 月からメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。 ◎特定健康診査（組合員） ・ 40 歳以上 75 歳までの一般・短期組合員が対象です。 ・ 従来の職場の定期健康診断及び人間ドックのデータを活用します。 ◎特定健康診査（被扶養者） ・ 40 歳以上 75 歳までの被扶養者が対象です。（対象者には、特定健康診査受診券を発行しています。） ・ 市町村の集団健診又は指定健診機関で受診していただきます。 ・ 自己負担金はありません。 以上の特定健康診査の結果、特定保健指導が必要と判断された方には、その旨をご案内します。	
人間ドック	◎指定年齢制一日ドック ・ 33、36、39、41、44、46、49、51、54、56、57、58、59 歳および 60 歳以上の偶数年齢者の任期に定めのない一般組合員が対象です。 ・ 健診機関は、年齢等により共済組合が指定します。 ・ 自己負担金（ドック費用の 2 割）があります。 ◎希望制人間ドック ・ 希望者を対象とします。（条件に応じた定員枠※あり） ・ 健診機関は、共済組合が指定します。 ・ 自己負担金（ドック費用の 2 割）があります。 ※定員枠は下記条件によって分かります。 ・ 任期に定めのない一般組合員（指定年齢制ドック対象者を除く） 年齢制限なし（指定年齢制ドック対象年齢以外であれば希望できます。） ・ 任期に定めのある一般組合員（フルタイム再任用、有期雇用職員、任期付職員等）および短期組合員（臨時的任用職員、会計年度任用職員等）	対象者には 5 月に共済組合から通知します。 日程等については、健診機関から直接対象者に連絡があります。
被扶養配偶者 人間ドック	・ 40 歳以上の希望する被扶養配偶者（定員枠あり） ・ 健診機関は、共済組合が指定します。 ・ 自己負担金（検査料金から特定健康診査の費用を除いた 4 割）があります。	
腫瘍マーカー 検査	・ 指定年齢制一日ドック受診者が対象です。 ・ 自己負担金はありません。	
骨密度検査	・ 指定年齢制一日ドックの対象となった 39、46、51、56、60 歳の女性組合員が対象です。 ・ 人間ドックの中で実施されます。 ・ 自己負担金はありません。	

乳がん検診	◎小中学校の教職員 ・ 指定年齢制一日ドックの中で実施されます。(ただし、33、36、39 歳はエコーによる検査、41 歳以上はマンモグラフィーによる検査) (希望制人間ドックでは実施しません。) ・ 自己負担金はありません。	
	◎県立学校、県教委事務局の教職員 ・ 各学校を巡回する検診車で実施します。 (県教委が実施します。) ・ 検査内容は、30 歳代の奇数年齢はエコー、40 歳以上の奇数年齢はマンモグラフィーによる検査です。 ・ 自己負担金はありません。	県教委の対象者には10月に県教委から通知する予定です。
子宮がん検診	◎小中学校の教職員 ・ 20 歳以上の奇数年齢の女性組合員が対象です。(指定年齢制一日ドック・希望制人間ドック対象者は、ドックの中で実施されます。) ・ 子宮がん検診指定医療機関で受診できます。 ・ 自己負担金はありません。	対象者には6月に共済組合から通知します。
	◎県立学校、県教委事務局の教職員 ・ 県教委が実施します。内容は同上です	対象者には6月に県教委から通知します。
脳ドック	・ 対象者は、希望する一般・短期組合員(定員枠あり)および46歳の一日ドック対象者です。 ・ 自己負担金があります。	4月に各所属所へ案内を通知します。
歯科健診	・ 25、35、45、55、65 歳の組合員が対象です。 ・ 山梨県歯科医師会会員の医療機関で受診できます。 ・ 自己負担金はありません。	対象者には6月に共済組合から通知します。
メンタルヘルス研修会	・ ストレスと上手に付き合いながら心の健康づくりを進めるための方法を学ぶ機会です。 (管理職と一般職を対象とした研修会をそれぞれ実施します。)	
健康増進セミナー	・ 自己の心と体の状態を知り、心身の健康を増進し、いきいきと暮らしていくための方法を学びます。	
カウンセリング相談	・ 臨床心理士が心の健康に関する相談に応じています。 ・ 電話で予約してください。	4月に各所属所へ通知します。
健康知識宅配便配付	・ 健康づくりに役立つ知識や情報を提供しています。 ・ 全組合員に配付します。	
健診受診率向上等のためのリーフレット配付	・ 健診受診率向上と健康づくり推進のためのリーフレットを配付します。	
メンタルヘルスハンドブック配付	・ メンタルヘルスに関するパンフレットとリラックス度チェッカーをセットにしたツールを配付することで、ストレスの気づきやセルフケアに役立てます。 ・ 全組合員に配付します。	
ウォーキング・グランプリ	・ 普段の生活の中で、活動量を増やすきっかけづくりや、職場のコミュニケーション促進を目的とし、同じ職場で一定期間のチームの合計歩数を競う事業を実施します。	実施時期は、例年秋ごろとなります。

※年齢は、令和8年4月1日のものです。

【一般事業】

事業名	内 容	備 考
リフレッシュ 旅行補助	・ 契約施設での宿泊に対する補助です。 ・ 一般・短期組合員と被扶養者等が対象です。 ・ 補助額は、1人1泊2,000円（4歳～小学生は1,000円） ・ 1人年間2泊まで ・ 契約施設一覧は、福利厚生システム、支部ホームページに掲載します。	補助券は、各所属所で発行します。
日帰りリフレ ッシュ旅行補助	契約施設の利用回数券購入を希望する組合員に対して購入金額の一部を補助します。 ・ 一般・短期組合員が対象です。 ・ 契約施設は所属所あて通知で案内します。	
芸術鑑賞補助	・ 芸術公演等の席を確保し、鑑賞を希望する組合員と被扶養者に入場料金の一部を補助します。	募集の都度、各所属所へ案内を送付します。
ライフプラン セミナー	・ 経済生活設計型 20代～30代向け ・ 生活設計型 40代～50代向け ・ 退職準備型Ⅰ 退職前5年以内向け ※年齢に関らず希望する方が視聴できます。 ・ 退職準備型Ⅱ（対象者：年度末定年退職予定者） ※例年12月実施予定	募集の都度、各所属へ通知します。
育児支援冊子 の配付	・ 孤立しやすい育児環境の中、安心して楽しい育児ができるよう月刊誌「赤ちゃんと！」及び季刊誌「ラシタス」を2年間自宅へ送ります。	出産費の請求者に送付します。
☆「健康管理事業」「一般事業」については、 福利給付担当（TEL055-223-1745） にお尋ねください。		